

Info スマートフォン 決済アプリの追加

4月から、税金などの納付ができるスマートフォン決済アプリにイーユーペイとファミペイの2種類が追加されました。

事前にスマートフォン等に利用可能なアプリをインストールして、登録手続きを行ってください。スマートフォン決済の手数料はかかりませんが、インターネットの接続料やデータ通信料は利用者のご負担となります。

▼対象となる税・料

- ・町県民税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税（普通徴収）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ・介護保険料（普通徴収）
- ・保育料等
- ・延長保育料
- ・放課後児童クラブ室利用料

▼納付できるスマートフォンアプリ



▼注意事項

- ・領収書は発行されません。
- ・領収書が必要な人、納税証明書（車検用など）が必要な人は、納付書裏面記載の金融機関、コンビニエンススト

ア、役場窓口で納付してください。

・バーコード印字のない納付書、納付期限を過ぎた納付書はご利用いただけません。

・納付後に、アプリから取り消すことはできません。使用した納付書は破棄するなど、二重納付にご注意ください。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 税務課収納グループ

☎ 28・0926

Info 町税納付の猶予制度

●徴収の猶予

次の理由により町税を一時に納付できない場合は、申請により原則1年以内の期間に限って徴収猶予が受けられる場合があります。

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ②納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したりしたとき
- ③事業を廃止し、又は休止したとき
- ④事業に著しい損失を受けたとき
- ⑤本来の期限から1年以上経過した後にな付すべき税額が確定したとき

●換価の猶予

町税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、申請により原則1年以内の期間に限って換価の猶予が受けられる場合があります。

詳しくはお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 税務課収納グループ

☎ 28・0926

Info 固定資産税・都市計画税 の前納報奨金制度を廃止

広報2月号でお知らせしましたとおり、

令和4年度から固定資産税・都市計画税の前納報奨金制度を廃止します。

力をお願いいたします。

▼改正理由 一括で全額を納付する方が利用できる制度のため、納税者間の公平性を保つことができるよう制度を廃止します。

▼廃止時期 令和4年度

●現在の納付方法から変更する場合

次の①から④を希望される方は、「豊山町税預金口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。

- ①口座振替の全期前納から期別納付へ変更
 - ②口座振替の期別納付から全期前納へ変更
 - ③口座振替から納付書納付へ変更
 - ④納付書納付から口座振替へ変更
- ※固定資産税・都市計画税の第一期納期限内に間に合わない場合があります。

▼問合せ 税務課収納グループ

☎ 28・0926

Info 固定資産税の縦覧・閲覧 と納期

令和4年度の固定資産税の縦覧と閲覧を次のとおり行います。

縦覧とは、納税者が自己の土地や家屋

の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較して、適正かどうかを帳簿により確認していただく制度です。閲覧とは、納税者本人が所有する土地や家屋について、課税台帳に登録された内容を確認していただく制度です。

縦覧・閲覧とも住所・氏名等が確認できるもの（運転免許証等）をお持ちください。代理の場合は委任状も必要です。借地借家人の方は賃貸借契約書を提示していただくことにより、閲覧のみできます。

なお、納税通知書の発送は4月1日（金）、第1期及び全期前納の納期限は5月2日（月）の予定です。

▼縦覧

▼とき 4月1日（金）～5月2日（月）の午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）

▼ところ 役場1階4番窓口税務課

▼手数料 無料

▼閲覧

▼とき 4月1日（金）～令和5年3月31日（金）の午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

▼ところ 役場1階4番窓口税務課

▼手数料 1件200円

（縦覧期間中は無料）

▼問合せ 税務課収納グループ

☎ 28・2434